

## 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

### 3 利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会 等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

#### (2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

#### (3) 補助率：県2/10、市町村1/10

※ 県域の事業の場合、補助率3/10（市町村による協調補助なし）

#### (4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト事業単独の場合30万円）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者 等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

### (2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること

### (2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

### (3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県 20 万円、市町村 10 万円）

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）

### (4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200 万円

ソフト事業の場合・・・30 万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和 8 年 3 月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

### (2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518

## 経営継承準備支援

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

### 3 利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口（やまがた農業支援センター）に相談し、第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者（経営移譲希望者）の方

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：経営移譲希望者（農業者）と経営継承希望者（新規就農者）の間で第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確実と見込まれること
- (2) 対象経費：不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費 等
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：20万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月上旬以降随時（予定）
- (2) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

#### 【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

## 新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけでなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

### 3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見込みがある方（65歳未満）に対する助成
- ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
  - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費：営農開始時に必要な経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：82.5万円 最長1年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

# スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (立上げ・事業拡大の取組)

## 1 対象品目・分野

○水田・畑作      ○園芸      ○その他

## 2 事業概要

サービス事業体の新規事業立ち上げ又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良等に係る経費を支援します。

## 3 利用対象者

農業支援サービス事業体

## 4 支援内容

- (1) 補助要件：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること
- (2) 対象経費：事業を実施するために必要なイベントの開催や実証等を行う場合の会場設営費、機械等の改修や試験に必要な原材料費、従事する職員の人件費等
- (3) 補助率：上限額内の実費
- (4) 補助上限額：1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円  
生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、かつ取組内容が当該計画の内容と一致する場合は3,000万円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年3月下旬～5月20日  
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農業経営・所得向上推進課

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382



## 新規就農者チャレンジ事業

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指す認定新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

### 3 利用対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

※経営開始資金及び経営発展支援事業との同時利用は不可（受給完了後は利用可能）

### 4 支援内容

#### (1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

#### (2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

#### (3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良   等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

#### (4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月上旬～2月下旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5497

## GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

### 3 利用対象者

①【団体認証】農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び団体事務局を有する組織が対象となります。

②【個別認証】農業者個人、農業法人

### 4 支援内容

(1) 補助要件：

①【団体認証】国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、JGAP）を取得すること

②【個別認証】JGAPを取得すること

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：

①【団体認証】

審査費用   取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）

JGAP                   13万円×（団体の構成員数の平方根+2）

審査員旅費   実費の1/2

②【個別認証】

審査費用   JGAP                   13万円

審査員旅費   実費の1/2

### 5 募集期間

(1) 募集期間：お問い合わせください

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：農産物安全担当

(3) 電話番号：023-630-2481

## 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○その他

### 2 事業概要

農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の作成と、その実現に必要な取組みを支援します。

### 3 利用対象者

J A、土地改良区等、市町村、その他（市町村及び複数の集落を含む地域協議会）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法\*指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法ほか

○原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること

○営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、土地利用構想を3年以内に策定すること

(2) 対象経費：土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組、粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動、土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

(3) 補助率：[ソフト] 定額（上限5,000万円（年標準額1,000万円））  
[ハード] 5.5/10等（1億円（年標準額2,000万円））

(4) 事業期間：上限5年間

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

## 農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

### 1 対象品目・分野

○水田・畑作      ○園芸      ○その他

### 2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

### 3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法※指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額等（上限1,500万円（年標準額500万円））

(4) 事業期間：上限3年間

### 5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）